

令和5年度 第5回男女共同参画審議会概要

日時

令和6年1月26日（金）10時00分～12時00分

場所

流山市役所第1庁舎3階 庁議室

出席者

委員

北川会長、大塚副会長、小宮委員、加茂委員、安井委員、大久保委員、
坂井委員、佐藤委員、増田委員
(Zoomによるオンライン出席)
小林委員、飯野委員

子ども家庭課

加藤虐待・DV防止対策室長、日向虐待・DV防止対策室次長

事務局

須郷総合政策部長、伊藤企画政策課長、佐藤男女共同参画室長、
小西主査

傍聴者

3名

議題

- (1) 第4次男女共同参画プランの振り返りについて
- (2) 第5次男女共同参画プランの策定について
- (3) その他

資料

資料1-1 労働力率（都道府県別）

- 資料 1 - 2 女性就業率（千葉県内）
- 資料 1 - 3 男女の役割分担意識、分野ごとの男女平等感の男女別グラフ
- 資料 2 第 4 次男女共同参画プランの評価・総括について（案）
- 資料 3 第 5 次男女共同参画プランの策定について（案）
- 資料 4 - 1 流山市における D V 相談の対応状況
- 資料 4 - 2 千葉県及び県内市町村における D V 相談の対応状況
- 参考資料 1 - 1（内閣府）第 5 次男女共同参画基本計画（説明資料）
- 参考資料 1 - 2（内閣府）成果目標一覧
- 参考資料 2（千葉県）概要版 第 5 次千葉県男女共同参画計画

議事録（概要）

（伊藤企画政策課長）

第 4 次男女共同参画プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（D V 防止法）」に基づく、流山市 D V 防止基本計画としても位置付けられており、第 5 次プランについても同様とすることから、今回の審議会には本市の子ども家庭課の虐待・D V 防止対策室長と次長も出席し、後ほど流山市の状況等を説明させていただく。

（須郷総合政策部長）

本日は、ご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

前回に引き続き、本日も、令和 7 年度からの 5 年間を計画期間とする第 5 次男女共同参画プランの策定についてご審議いただく。前回いただいたご意見及び第 4 次プランの振り返りを行い、その後、第 5 次プランについて委員の皆様から忌憚のないご意見をお願いしたい。

（伊藤企画政策課長）

議事に先立ち、本日は委員 13 名中 11 名が出席しているため、流山市附属機関に関する条例第 5 条の規定に基づき本会議が成立していることを報告する。

また、当審議会は、流山市審議会等の会議の公開に関する指針により、

公開としている。

傍聴の方には、会議の進行にご協力をお願いしたい。

《資料確認》

(北川会長)

これから、第5次プランを検討していくことになる。去年は、希望者だけではあったが審議会以外でも委員の皆さんとお話する機会があり、熱い思いを語っていただき、第5次プランに反映させていこうという気概の現れだと感じた。第5次プランは、現在、そして将来を見据えたものにしていきたいと思っている。それは皆さんも同じだと思うため、たくさんのお意見を出していただきたい。よろしくお願いします。

それでは、本日の議題(1)第4次男女共同参画プランの振り返りについて、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

まず、前回の審議会の概要について説明させていただく。

《前回資料2 第5次男女共同参画プランの策定スケジュールについて》

《前回資料3 第5次男女共同参画プランの策定の背景について》

6ページの(2)女性の労働力率について、流山市は共働き世帯が多いと思っていたが、全国平均を下回っているのは意外だという声があった。本日の資料1-1「都道府県別の労働力率」、資料1-2「千葉県内の女性就業率」を見ていただくと、地域によって特化した特徴はなく、県内でも流山市が特段低いわけでもないことから、労働力率について流山市が全国平均より低い原因の分析は困難だと感じている。

7ページ、流山市における男女の役割分担意識及び分野ごとの男女平等感のグラフについて、男女別の割合を出してほしいというご意見があったため、本日の資料1-3に男女別のグラフを示している。

《前回資料4 第4次プランの評価・今後の課題について》

第4次プランの検証を行い、今後の課題や取組について事務局案を示した。しかし、DVについては、DV防止法に基づくDV防止基本計画として位置付けているものの、現状や課題等の記載や指標もなく、前回ご説明することができなかったため、この後担当課から流山市の現状や課題について説明させていただく。

(北川会長)

事務局からの説明について、ご意見やご質問があれば伺いたい。

(坂井委員)

労働力率について、資料1-1では35～39歳と限定されているが、基本的には大都市のある都府県の労働力率が低くなっているということか。地方の県の方が高く、都市化していくと労働力率が下がるという傾向と考えて良いのかとも思う。

(事務局)

35～39歳の労働力率について、全国的な傾向を見ると、比較的人口が少ない地域が高くなっており、三大都市圏の方が低くなっていることがわかる。それ以上のことは申し上げられない。

千葉県内の女性の就業率についても分析が難しい。1位が多古町で2位が成田市、芝山町も6位のため、空港の近くという共通点はあるが、3位に浦安市が入り、県都である千葉市が32位、流山市が24位、柏市が34位で、傾向が掴めなかった。

(坂井委員)

全国の方は35～39歳に限定されているが、千葉県の市町村別の就業率は、15歳以上の女性全体の数字か。

(事務局)

そうである。

(坂井委員)

同じ35～39歳でも、婚姻率や子どもがいる比率までみていかないと、M字カーブはどうしても結婚、特に出産で下がるため、いくら制度が整っていても、子どもが1人でき、2人できると、仕事から離れる女性が出てくると思う。流山市は施策の中で子育てを強く打ち出しているため、同じ年代の女性でもそういう属性の方が多ければ、M字カーブが下がっても仕方ないかなと個人的な感想をもった。調べられるのであればそこまで見た方が良くと思う。

(大久保委員)

流山市が子育てがしやすいから、あえて仕事をしないで子育てをするために移り住んできている方が多いのか、それとも、働きたいのに預け先がないのか。前者であれば、本人が希望して選んでいるため良いと思うが、後者だとしたら、働きたいのに働けない環境があるというのは問題だと思った。空港が近い地域の就業率が高いというのは、空港があることで保育環境が整っているのではないかと感じる。第5次プランは、子育て環境、特に学童は遅れていると最近耳にするため、その辺りも考えていった方が良く思う。

(北川会長)

子育ての施策がどうなっているかということと、人口の流出流入は影響しているところがある。他市の事例ではあるが、京都市の人口がどんどん減っている。京都市は財政的に厳しく、子育て支援が十分でない。子育ての支援策があり、仕事をしながら子育てができるところ、例えば滋賀県大津市や京都市外の南の方、大阪等に流出しているという現状があり、深刻な事態を迎えている。統計的な視点も含んでみていけたらと思う。

次に、DVの現状や課題等について、子ども家庭課虐待・DV防止対策室から説明をお願いしたい。

(加藤虐待・DV防止対策室長)

流山市におけるDV相談の対応状況についてご説明する。

《資料４－１ 流山市におけるDV相談の対応状況 説明》

《資料４－２ 千葉県及び県内市町村におけるDV相談の対応状況 説明》

（北川会長）

データに基づいて、DVに関する相談の状況をお話いただいた。これについて皆さんからご質問やご意見があれば伺いたい。

（小宮委員）

相談内容について、類別するのは難しい面もあるが、令和４年度でいうと１８６件のうち、具体的にどういう事案が何％くらいという説明があるとより理解できると思うが、そのような資料はあるか。

（加藤虐待・DV防止対策室長）

市ではこれまで、身体的、精神的、経済的、性的といったDVの種類別の公式な統計をとってきていない。数として申し上げられないのが恐縮だが、日々相談を受けている実感としては、一定程度暴力があるという相談は多いように思う。暴力があるところには、暴言などの心理的なDVも併発しているところが多い。さらには、経済的なDVが重複しているケースも珍しくないと感じている。

（大久保委員）

男女共同参画室との連携はできているか。一つの課で解決できることではないため、横の連携が必要だと思う。相談内容などあちこちに話せばいいわけではないが、最低限の危険な状況などは連携できているのかということが気になる。

（加藤虐待・DV防止対策室長）

市役所の中で、子ども家庭課虐待・DV防止対策室がDV相談を主として受け持つという分担にはなっているが、実際には様々な属性の方からの相談があるため、DV相談の統計については、子ども家庭課のもの

だけでなく、男女共同参画室の女性の生き方相談や、高齢者の部署、障害者の部署、他部署に入ったDVの相談を全部総計したものを県にも報告し、掲載している。

状況に応じて連携をとっている。例えば、男女共同参画室に入った相談で緊急性がある、或いは子ども家庭課で提供できる対応策や支援策が必要と思われる事案については、速やかに連絡をもらい、対応を引き継いでいる。他課に入った相談についても同様で、その部署だけでは対応できないものについては子ども家庭課に連絡が入る。逆に、子ども家庭課に連絡が入った事案でも、例えば高齢の夫婦の場合には、サービスや資源について詳しい高齢者の部署に繋ぐといった連携もとっている。

(佐藤委員)

これまで種別の統計をとっていなかったということで提案だが、もしとれたらとった方が良いと思う。その理由は、統計のためということもあるが、種別を大分類することで、そのデータに基づいてパターン化を見出して、支援策をいくつかインフラ整備していくには、それが1番近道になる。種別を分ける作業はひと手間入るが、大カテゴリーで良いから分けていくことが、臨床の支援のインフラ整備になると思う。

子どもの心理的虐待の場合、児童相談所との関係はどうなっているか。

(加藤虐待・DV防止対策室長)

統計についてのご提案はご指摘のとおりだと思つたため、今後検討していければと思う。各市町村で受けたDV相談について県に報告する際、DVの種類別というものが現状項目として設けられていない。相談方法の別や男女の別は項目としてあるが、経緯等は把握できていないが種類別の項目がないため、計上ができていなかった。把握できる対応策があるかどうかも含めて検討していければと思う。

子どもの心理的虐待があった場合の児童相談所との連携について、千葉県のシステムでは、夫婦で揉め事やDVがあり、もしその場を収めたい、危険が迫っているため介入してほしいということで警察に連絡をすると、警察が臨場し、未成年の子どもがいる家庭の場合には、警察が児童相談所に心理的虐待にあたる家庭があるということを通告するシステ

ムになっている。児童相談所で心配な家庭を把握した場合には、その家庭に関して市役所で取扱いがあるか、支援を行っている状況かという問い合わせがあり、情報共有の連携をとっている。市で受けた場合には、一義的には市が中心となって対応していくが、子どもへの暴力もひどい場合や危険性が高い場合には、児童相談所に一時保護を求めて連携を依頼するということが昨年度もあった。通常であれば、受けた市で家庭支援や安全確保を行っているが、とても危険性が高いとか、市ではできないより高度な対応が必要だという場合に、児童相談所に連携を求めていく。

（佐藤委員）

子どもは学校に行っているが、スクールカウンセラーと話すということとはあまりないということか。

（加藤虐待・DV防止対策室長）

学齢児で学校に行っている場合には、DVによる心理的虐待に限らず、児童虐待として対応している子どもに関しては、法定組織である要保護児童虐待対策地域協議会の中で守秘義務が課せられ、関係機関同士情報のやり取りができることになっている。子どもが所属している学校とは情報を共有し、何か心配な情報があれば教えていただき、こちらも支援状況をお伝えするというを行っている。ただ、それはあくまで虐待の対応として守秘義務がある中で行っているもので、通常DVの相談に関しては、本人の同意を得て情報共有するというのが原則。児童虐待に関しては、同意がなくても情報共有できるシステムになっているため、その中で情報連携を行っている。

（増田委員）

保育園は家庭の状況を把握しやすいと聞くが、流山の場合、市の直営ではない保育園が多い。児童虐待は両方の親が行っている可能性もある。網を張るではないが、家庭の状況が良くわかるところとの連携はしているか。

(加藤虐待・DV防止対策室長)

保育園、幼稚園なども含め、関係機関とは、要保護児童対策地域協議会というネットワークの仕組みを活用して、DVに限らず、心配な家庭や子どもがいれば情報をいただくということで、実際にたくさん通告を受けている。逆に、例えば最初は小学生の子どもに関して把握したが、幼児の子どももいて保育園に在籍している場合には、その保育園にその兄弟の状況に心配がないかということ問い合わせるといった連携を日々とっている。実際に、幼児から「お父さんとお母さんが昨日すごい喧嘩をして、お母さんが泣いていた」とか、「自分も一緒に叩かれたり怒られるようなことがあった」というような話が出て心配だと市役所に通告いただくケースもあり、日々連携している。

(坂井委員)

流山市の相談方法別のグラフでは面接が増えていて、県内市町村の傾向と逆になっているが、何か要因があるのか。電話と面接で相談内容に何らかの差異があるのか、あれば教えてほしい。

(加藤虐待・DV防止対策室長)

流山市と県内市町村の相談方法別の差異がどこから出ているかは、現時点では分析を持ち合わせていない。内容に差異があるかについても詳細な分析は現時点ではできていないが、日々の相談の感触では、電話相談の方が、匿名で個人を特定できない場合、名乗らずに相談する場合は来所相談に比べて多いということがある。支援のためには、なるべく名前やせめて住んでいる地域を聞くようにしているが、言わない場合がある。自身で対応するため、先に繋がるための機関を紹介してほしいというような、例えば、法律相談はどこに連絡すれば良いのかなどの情報提供にとどまるケースもより多いという印象がある。

(坂井委員)

問題の解決に繋げるには、面接相談の方がベターだという理解でよろしいか。

(加藤虐待・DV防止対策室長)

実際の支援に繋げていくとなると、会えるのが1番だと考えている。数は少ないが、名乗らなくてもいいから会えないかという提案をすることもある。会えると、特に市役所に来てもらえると、他の部署にもその場で案内したり、同行して繋ぐということもしやすいため、会えるのが1番望ましいとは思っている。電話が入口でも、その後来所相談や訪問相談に繋がっているケースも多いため、なるべくそういった形で話ができるように努めている。

繰り返しにはなるが、DV相談で未成年の子どもがいない場合には、基本的には本人の希望に沿う相談に基づいて進めることになっている。本人が望まなくても介入できる児童虐待とは法的な根拠や対応が異なるため、そこに難しさはあると感じている。

(安井委員)

DV相談が市役所に入るという話だが、大半の方がギリギリまで悩んでいるという現状だと思う。市役所にそのような窓口があるということをごどのような形で知らせているのか。そこまで知らない方が大半ではないかと思う。

松戸の児童養護施設創立時代から携わって後援会を作ったりしているが、40名ほど子どもがいる中で、昔は両親がいなくなって身寄りがない子どもが多かったが、今は身寄りのない子どもはほぼいない。両親のどちらかが大変な思いをして、それを児童相談所が把握して施設に来ている子どもが大半。悩みながらも手段がない、道がないと思っている人がたくさんいると思う。地域として、市役所として、相談できる窓口をもう少し広げていけると良いと思う。

(加藤虐待・DV防止対策室長)

DVの相談窓口の周知や啓発については、日頃から広報ながれやま等へ相談先の電話番号を掲載し、11月が例年国のDV防止月間になっているため、国が発行するDV相談について掲載のあるリーフレットやポスター等を、関係機関や自治会の皆様に掲示や掲載のご協力をいただき、配布している。家庭の中にDVがあると、子どもにとって心理的虐待に

あたるということもあり、児童虐待の相談や通告先の窓口についても、広報等で子ども家庭課の相談先を掲載している。男女共同参画室の相談先も、広報等でお知らせしている。児童虐待に関しても11月が毎年防止の推進月間になっているため、その時期にはリーフレットやポスター等で、保護者など一般の大人、児童を対象にして、広報啓発を行っている。

(安井委員)

虐待など、夫婦や家庭の中で何かしら問題を抱えながらも言えてない人が多いのではないかと思う。相談できる窓口があるということについて、切羽詰まっていると、広報を見たり自治会の回覧板を見るという心の余裕はないのではないかと思ったため、フォローする何かがないかと思って質問した。

(加藤虐待・DV防止対策室長)

私共の相談窓口がすぐ必要な方に届いているかというところのご心配のとおりだと思つたため、さらなる工夫を考えていければと思う。

心がけていることとしては、家庭の暴力や暴言の相談を受けた場合に、家庭全体でどういった暴力・暴言等があるのかなのか、ということと捉えることを意識している。例えば、子どもが保護者から叩かれているという通告があった場合にも、保護者同士では大丈夫なのか、そういったことが起きていないのかということも確認したり、直接的には表に出していないが、DVが潜んでいないということも含めてできる限り対応するようにしている。実際に、子どもの相談で電話が入って来て、「実は私にもあるんです」とお母さんが話されるということもある。引き続き注意して対応していきたい。

(北川会長)

第4次プランにも、虐待やDVのことは記載されているが、これまで具体的なデータを知ることができなかつたため、今日子ども家庭課から説明していただき、第5次プランに活かしていきたいという思いで色々質問させていただいた。今日説明していただいた中でまだ見えていない

データもあり、機関連携や広報など、施策の中にはあるが明確に見えていなかったこともあるため、第5次プランを作るうえでまた質問をさせていただく機会があるかもしれない。その時にはまたよろしくお願ひしたい。

次に、第4次プランの振り返りについて、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

《資料2 第4次男女共同参画プランの評価・総括について(案)説明》

(北川会長)

これまでの成果も含めて、それぞれの基本目標についてどのようなことが実践されてきているかという説明だった。ただいまの事務局からの説明について、意見や質問があれば伺いたい。

(坂井委員)

(1) 総論で指標の見直しが必要ではないかという点について、事業内容の見直しや施策の追加・変更よりも、事業の内容に合うように指標を見直す必要があると書かれているように感じるが、その理解で良いか。

(事務局)

今後、基本目標や基本的課題について皆さんに議論していただき、方向性が決まってから、目標を達成するための事業を各課に照会していく。これから出てくる方向性に基づいて、事業も見直しを行う予定。事業評価は良好となっているのに、事業内容が当たっている指標が達成できていないため、事業内容も見直しを行う。ただ、指標についても現在の状況とそぐわない部分が出てきているため、その点についても見直しを行っていく。指標も事業内容も両方見直す必要があると思っている。

(坂井委員)

事業の達成状況や内容と指標の乖離は実際にあったためそこはわかるが、要するに、指標が事業の目的に即しているかどうかということだと

思う。何のためにやるか、そのためにこの指標をゴールにしようということ、目的と事業内容が合致しているかどうかという視点がとても重要だと思う。両方視野に入れるということで理解した。

（大久保委員）

審議会の女性委員の登用の評価について、何%ではなく、女性の審議委員が1人でもいればA評価になるというのを見た気がする。10人の中の1人だと10%で、とても30%には届かない。これから評価の仕方を話していくと思うが、「何人」ではなく「何%」というパーセンテージで評価していかないと、ここで話し合っている意味がないと思うため、しっかりやっていきたいと思う。

（事務局）

第4次男女共同参画プランの37ページNo.9に、女性のいない審議会の割合という指標があり、そこに関して女性の審議委員が1人でもいればA評価という形になっている。指標は審議会の中で決める内容ではないが、事務局としても、1人でもいれば良いというものではない指標を作成していこうと思っている。

（北川会長）

黄金の3割というのがあり、3割いくと組織を動かすことができ、35%以上だとさらにしっかりと意見も通っていくということがあるため、数値目標も踏まえて考えていきたいと思う。

では、次に、議題（2）第5次男女共同参画プランの策定について、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

《資料3 第5次男女共同参画プランの策定について（案） 説明》

今後、第5次プランの課題や施策の方向性、事業内容を作成するにあたり、皆様からさらにご意見をいただきたい。参考資料として、内閣府が策定している第5次男女共同参画基本計画の説明資料及び成果目標一

覧、千葉県が策定している第5次千葉県男女共同参画計画を事前に配付させていただいた。国や県の計画を参考に、本日委員の皆様から多くのご意見をお願いしたい。

(北川会長)

事務局からの説明について、意見や質問があればお願いしたい。

(大久保委員)

「教育・学習機会の充実」について、流山市は大学や学校以外にも、教育の方だと古くからやっている発達障害に詳しいNPOや民間団体も多い。学校と限定せずに「民間団体との協働」という文言も入れれば、そのような専門家たちの意見も聞けるため、組み込んだ方が良いと思う。ジェンダー平等教育やLGBTについて、まだまだ勘違いしている人が多いと感じる。「多様性」と書くとぼんやりしてしまうため、偏見をなくすように第5次プランにきちんと書いた方が良い。ここは男女共同参画審議会での男女共同参画のプランなので、多様性ではなく「ジェンダー平等教育」「LGBT」と書いた方が良いと思う。また、講演会や教職員への研修をオンラインで実施するのもとても良いと思っているが、オンラインでただ受けているだけだと今と全く変わらないため、その後のフィードバックもきちんとするというのを考えていくべきだと思う。

「あらゆる暴力の根絶」について、あらゆる暴力の根絶を目指していくと書いてあるが、「暴力を根絶します」と言い切って良いのではないか。今年の4月1日に、女性支援新法と言われる、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律も施行されるため、このような生ぬるい言い方ではなく、根絶しますと言い切って、そういう姿勢を見せていくのも大切かと思う。

「防災」について、元日早々姉妹都市の能登でも震災があり、本当に今回大切に入れていかなくてはいけないと思っている。防災会議の女性委員3割でも低いのではないかと思うくらい、能登の方でも浮き彫りになっていると感じる。流山市も早くから能登に職員を派遣しているとは聞いているが、派遣したのが男性職員だけなのかということも伺いたい。今この瞬間にも流山で同じような状況になってもおかしくないのも、女

性がきちんと参画するという事は早く作っていかないと、生理用品は女性1人に1個渡されても漏れてしまうし、感染症を起こしてしまい大惨事になる。そういうことは男性が悪いのではなく、知らないだけ。そういうところに女性が入ることはとても大切だと思う。男性も泌尿器の手術をしていると尿パッドが必要だという話も聞いている。そういうことも女性が入ることで言いやすい、気づきやすいということもあると思うため、3割4割と増やしていくべきだと思う。

「その他」に載っているLGBTやジェンダー平等教育は本当にしっかり書いていった方が良く思う。

先ほど伝え忘れたが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月に施行されるため、令和7年度からの第5次プランには項目としてやはり入れていくべきだと思う。これは行政だけで対応できないことも多いと思う。海外では薬局でDVの相談ができるところもあるということも聞く。市役所に来たことで、DVの相談に行っていたと言われてばれてしまうという恐怖もあって来られない人もいると思う。流山市は特に男女共同参画センターもなく相談窓口が少ないため、市役所だけにせず、専門家や民間団体など、連携できるところはしていった方が良く思う。

(坂井委員)

地域における男女共同参画が個人の関心事であり、自治会の会長の性別の割合がもしわかれば教えて欲しい。想像ではかなり男性比率が高いように感じる。

(大久保委員)

市内の女性の自治会長は14人。

(事務局)

自治会は全体で185ある。

(北川会長)

7～8%くらいか。

(坂井委員)

私が所属する自治会は、役員のなり手がいないこともあり、ある方が4期連続立候補してやられていて、少し硬直化している。女性の自治会長を増やす手立てがあれば、是非そうしていただきたい。

防災の問題について、震災があった時の避難所など、女性の視点がないと、男性だけ、特に中高年の男性だけで考えるとろくなものにならないということは知れ渡っている。是非その分野で女性の参画を増やすことはやっていただきたい。自治会の役員の中に防災担当というのがあり、私もやったことがあるが、会合はかなり男性比率が高かった。女性が防災担当になることで、女性が持っている知恵や意識を反映できて、市の色々なことのフィードバックも防災担当の女性に行ってもらって、その方たちが自治会に持ち帰って情報共有ができる。会長が無理でも防災担当は是非女性の方になってもらいたいという働きかけが可能であれば、お願いしたいと思う。

(北川会長)

そのことをプランにどのように書き込むかという課題があるため、それも一緒に考えていきましょう。

(増田委員)

防災分野というのは何を言っているのか。災害の時だけ、その災害担当の組織のことを言っているのか。

(事務局)

防災分野については、防災時のみならず平常時から備えていくことが必要だが、現状、自治会でも女性の自治会長が少なく、防災担当も男性が多い。そうすると、地域でも備えるという段階から差ができてしまったり、実際起こった時に対応ができなかったりする。そのため、災害時だけでなく平常時からというイメージで捉えている。

(増田委員)

女性がいればできるとか、男性だけではできないということではないと思う。学生時代に防災系の仕事に進みたいと考える女性が少ないと思うし、なった後にきちんと教育を受けられる、例えば大学に聴講に行かせてもらえるとか、そういった育成も大切だと思う。きちんと学んだ人であれば、男性であっても当然そういったものは準備しなくてはいけないというのはできる。女性になるのがベストだとは思いますが、男性女性というよりも、きちんと教育していくことや人を育てていくことが大切で、なったからできるでしょという話ではないと思う。女性だから防災で何かあった時に女性のために何か色々な案が出せるのか。男性でも勉強をして研修等を受けておけば出せると思う。災害分野に本当に女性が働きたいのか。やはり働きたい人に働いてもらった方が良い。防災担当になった人に対してそれなりの教育がないと、男性だからできない、女性だからできるという話ではないような気がする。そういったところの指標も大切ではないか。女性だけ増やせば良いという話ではないと思う。

（北川会長）

危機管理の分野にもなっていくと思うため、プランのどこかに位置づけられていくと思う。

（坂井委員）

私の先ほどのコメントが多少誤解を与えている可能性もありそうなので、もう一度申し上げる。私の問題意識は、地域における自治会での男女共同参画。自治会長が男性にすごく偏っているようなので、そこを増やす施策があれば、難しいと思うが検討していただきたい。自治会役員の中に防災担当者が必ずいると思うため、そこを女性活用し、女性の視点を活かした自治会内の防災や、何かあった時の対応策を考えるなどしていけると良い。先ほど増田委員が仰った防災に関わる専門知識を身につけてもらうというのは、別の施策としてあると認識している。女性が増えた方が当然良いとは思いますが、そこに男女がどうというのはあまりないと思う。

（大久保委員）

防災について、確かに女性がいれば良いわけではないが、東日本や熊本、今能登でも、男性が比較的多かったことで起こっている弊害もある。誰でも入れれば良いというわけではないが、入った方が良いのは間違いないのではないかと思う。なぜ女性がいないのかと言うと、確かにやりたくない女性も多いと思うが、それは入れない雰囲気があるのではないかと思う。私も入りたいとは思いますが、入れない。自治会の役員が男性ばかりのところ、自分より若い女が何を言っているという雰囲気があるのも事実。そういう雰囲気を変えていくためには、プランで数値を明確に定めることで入れる人も増えてくると思う。それなりに勉強もしていて、まるっきりの素人だとは自分でも思っていないが、活かすことができないという私みたいな人はたくさんいると思う。そこはやってほしい。

審議会委員の女性を増やすのもとても良いと思うが、例えば私が女性の少ないところに入ったとして、その事務局が男性ばかりだったとしたら、こういう風に発言できるか。今この事務局は男女比が5対5だから言いやすいというのものもあるのかなと思う。事務局が全員男性というところも見たため、そこも変えてほしい。せっかく公募で入っても、男性ばかりのところだったから次はやりたくないと思う人もいるかもしれない。公募や専門職も大切だが、事務局の男女比も工夫してほしいと感じた。

(北川会長)

事務局の努力目標も進行管理の中でどこかに書けると良い。

(小宮委員)

先日初めて江戸川大学で学生20名ほどに話をしたが、新聞を読んでいる人がいるかと聞くと、誰も手を挙げない。ネットで見ているのかもしれないが。柏市は広報の全戸配布を始めたという話も聞いた。新聞をとっていると広報が織り込みで入り、自治会経由もあると思うが、新聞をとっている人が少なく、自治会の組織率も良くないという中で、市の情報の周知や広報戦略をどう考えているか教えてほしい。

具体的なプランの話では、流山市も人口が増えて商工会議所のメンバ

一も増えているという話も聞くため、県が行っている男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰のような制度も検討したら良いのではないかと思う。

(事務局)

新聞購読率は現状下がっている傾向にある。市としては、マチイロというアプリを使って新聞をとらない方にも情報が入るような形や、LINEを使って広報や情報を取得してもらうような形で、できるだけ多くの方に情報が届くような対応をとっている。

(北川会長)

第5次プランにどのように盛り込めるか考えていきたい。

(小宮委員)

自治会の組織率は今どのくらいかわかるか。

(事務局)

今手元に資料がないが、先ほど自治会長の話も出たため、自治会の組織率については次回資料としてお示しする。

(北川会長)

あと3回、夏までに答申を行い、プランを作成していく。第5次プランでも基本目標等を掲げていくため、考えていきたいと思う。そこで、第4次プランや国、県でも男女共同参画という言葉がずっと使っているが、流山市はパートナーシップ制度などLGBTQに関する施策もあり、男女共同参画という言葉だけではおさまらないだろうという気がする。ダイバーシティという言葉をつけて、例えば、「ダイバーシティ・男女共同参画」という文言を使いながら基本目標を作っていくということが必要なのではないか。大学では、男女共同参画という言葉だけではなく、むしろその言葉を消して、ダイバーシティと使っているところが多くなってきた。しかし、これは男女共同参画基本計画に基づいているものであるため、男女共同参画という言葉が消すということではなく、それに

プラスしてダイバーシティという言葉をつけ加えた方が、これからの5年間を考えた時には社会の動きにマッチしているのではないかと思う。ダイバーシティと男女共同参画を並列していけたら良いという希望は持っているが、プランの名称にダイバーシティという言葉をつけ加えることができるかどうかという点について、市の考えはどうか。

(事務局)

現在の計画も男女共同参画が頭についている計画ではあるが、女性活躍推進法やDV防止法の基本計画も含まれているため、可能か可能でないかという点で言えば可能と言えらると思う。しかし、これは大きな問題であるため、委員の皆様のご意見を伺いたい。

(北川会長)

不可能ではないということで、これから考えていくということにしていきたい。

資料2の(2)各論の中で、「男女」という言葉が気になった。それをもう少し違う言葉で、例えば「市民」としていった方が良いのではないか。文言だけの話ではなく、LGBTQのことも十分に考えて施策を行っている市としては必要ではないかという気がする。

(事務局)

第5次プランに先ほど会長がご提案されたように盛り込んでいくのであれば、本日この場で皆様にご意見を交わしていただきたい。現在は、「男女とも～」という基本理念になっており、基本目標についても「男女一人ひとりを～」というものになっている。基本理念や基本目標もこの審議会でも決定していくため、本日も議論をいただきたい。

(大久保委員)

「男女共同参画プラン」にしたいと思っている。なぜこんなに男女共同参画と言っているかということ、まだ男女の格差が解消されていないからだと思う。同性愛の方々の中でも男女の役割が生まれていると聞く。性別役割分業にもまだまだ男女共同参画が関係していると思う。確かに

世の中の的にはダイバーシティという風ではあるが、ここが解消してないうちに次にいってしまうのはどうかと思う。私はいずれ男女共同参画という言葉がなくなれば良いと思ってこの審議会にも参加している。本当に解消された時にそうなる方が良いのではないか。あえて残して、審議会や防災、賃金格差、流山市も女性の部長が1人など、まだまだそれだけ差があるため、問題意識を持ってこのプランを作っていくことも大切だと思っている。

(北川会長)

ある一定の段階で男性と女性が平等にならないといけないため男女共同参画が必要だが、それに加えてダイバーシティを考えないといけない。福祉の中でもダイバーシティとインクルージョンはセットになって、全てを巻き込んでいくという社会にならないといけないという方向性に来ている。当然、男女共同参画を進めなければダイバーシティもないが、将来のこととして考えている。

(小宮委員)

会長の考え方は大体理解したつもりだが、具体的には、ダイバーシティ共同参画プランとするということか。

(北川会長)

そうではなくて、どちらが先でも良いが、「男女共同参画・ダイバーシティ」というように、ダイバーシティという言葉を入れてはどうかということである。

(小宮委員)

日本語の多様性ではなく、ダイバーシティという言葉の方が良いのか。

(北川会長)

日本語にしてもかまわないが、それについては考えていきたい。

(小宮委員)

この審議会でもパートナーシップ制度も審議させてもらい、幅広い考え方で私は賛成である。

(坂井委員)

理念としては私も賛成だが、ここにダイバーシティの要素を盛り込むと、多少の文言変更ではとどまらない修正や追加が必要になってくると思う。今は、男女平等ではないという前提で色々な目標設定がされて、事業が組み立てられ、指標も設定されている。そこにダイバーシティの要素を入れた時、その定義も必要だと思う。例えばLGBTQの方々の活躍できる場をつくるようになった時に、それに合わせた事業や施策、指標の設定が必要になってくる。また、文言的にどうしても「男女」と使わざるを得ない部分も多いと思うが、それはどうするのかなど、総論はその通りだとは思いますが、具体的にどう消化できるのか不安。

(大塚副会長)

ダイバーシティに関する議論は、第4次プランを作成する時にも話題になり、それが少し盛り込まれた第4次プランだったと記憶している。例えば、基本理念に男女だけでなく「多様な」という言葉を入れたり、基本目標Ⅰの基本的課題に「人の多様性を認め」と男女ではない言葉を入れたり、基本目標Ⅲに「誰もが」という言葉を使い、その基本的課題に「女性、男性、高齢者、子ども、障害者」と幅広い人を入れてきた。このダイバーシティという考え方を第5次プランにも入れた方が良いという点は、本当に賛同する。ただ、第4次プランでそこがうまく整理できずに、少しわかりにくい状態で残ってしまっていたと思っている。ダイバーシティに関わる場所は基本課題のここである、といった整理ができる方が良い。全体としてダイバーシティと入れるかどうか、プランのタイトルとして入れるかどうかという点については意見が今言えずにいるが、中身の方でもう少しダイバーシティの視点と男女の視点を整理して入れていったら良いのではないかと思う。

(増田委員)

この審議会に入った時に、男女共同参画は古く感じた。女性も一つだ

が、昨年LGBTの話を議論して、障害者や子どもたちの話もある。マイノリティや弱い人たちに対してどうしていくのか、どう入って来てもらうのかというダイバーシティ&インクルージョンの方向に世の中の考え方も変わってきている。特に流山は新しい方が多く入って来ているため、そういったことに取り組んでいるとした方が私は良いと思う。

(飯野委員)

そもそも男女共同参画基本計画と言われているのは、男女共同参画社会基本法の中で、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」という努力義務として書かれているものに基づいて作られていると理解している。従って、法の第14条に基づいて策定しているため、計画という名称とぴったり同じである必要はないと考えているが、あくまでもこの計画は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみて、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律に基づいた計画であるため、基本的には男女共同参画を目指す社会のために作るものだと理解している。もし標題を変えるのであれば、少なくとも男女共同参画社会基本法に基づく内容を全て包含した上で、かつ内容的にも相当手直しをして入れ込むということが必要になり、名称だけを変えるということにとどまらないのではないかと思う。私は、基本的には男女共同参画を中心としたものであるべきと思っているため、今の名称のままでいいと思う。

(佐藤委員)

私も考えるのは、名称変更で何を周知したいのか、何のメッセージを伝えたいのか。多様性、ダイバーシティも射程に入っているということは十分理解するが、名称は実態に伴ってしまうため、今までのここの議論でも男女別のグラフを示していただけたり、男女でこうであるという議論が皆さんでできるようになった状態が整っているが、もしここにLGBT、障害者、高齢者、それぞれの多様なセグメントを入れるとなる

と、施策や指標を全て変えなくてはいけなくなると思う。名称に付随しての変更の量が、ここで審議できるボリュームを超える可能性を考えてしまう。もともと男女の格差は、仮に障害があってもLGBTQであってもこの側面にも現れてくる影響する格差であって、少なくとも通底する、何が問題だと思うのかというところでは、やはり今のプランの名称は中核的な問題を捉えていると思う。会長の先を見据えた発想もわかりつつ、もうスタートしている施策を途中から名称変更するというのは悩ましいと思っている。

(安井委員)

男女共同参画が前にあって、サブタイトル的な意味合いであれば、今までから進歩した流れの中では、あって良いのではないかと思う。中身の問題はさておき、男女共同参画が先に付いていれば、そんなに支障はないのではないかと思う。

(小林委員)《チャットで届いたため、事務局で代読》

名称はわかりやすさが1番だと感じている。しかし、LGBT理解増進法の施行や文科省からの多くの資料などにより、多様性については内容の一部に織り込むことは必要だと思う。

(北川会長)

日本はまだ146か国中125番目で男女共同参画が進んでいない国でもある。そういうことも考えながら、男女共同参画を進めていく、そして他の人たちのことも考えていくということを盛り込んで、内容も含めてあと3回審議していく。

議題(3)その他について、事務局からお願いしたい。

(伊藤企画政策課長)

皆様のご意見を踏まえて、次回の資料に向けて作業していく。次回の審議会は来年度の開催になるため、改めて日程調整をさせていただく。

また、本日チラシを2枚お配りした。1枚は、皆様方にもご議論いただいた、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」のチラシ。昨

日から予約を開始し、2月1日から制度を実際に運用していく。すでに問い合わせも入っている。もう1枚は、来週2月3日（土）に生涯学習センターで行われる、家庭教育事業の講演会「もっと聞いてみよう！ジェンダーのはなし」のチラシ。元なでしこリーグ女子サッカー選手でトランスジェンダーの方の講演会で、そのうち1名の方は流山市の出身だと伺っている。これまでも、市内の小中学校で性の多様性に関する講演も多数行っており、私共も昨年度、職員対象の研修会でお呼び立てし、大変興味深いお話を聞くことができた。お時間がある方はお申込みいただきたい。

（小宮委員）

パートナーシップ・ファミリーシップのチラシについて、届出をするかどうかというメリットがあるのかということが書かれていないのが残念。表に、「法律に基づく婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません」とあるが、届出をするとどうなるのか、届出をするところんなことが可能になるというプラス面を、例で良いから書いてもらえるとさらに良かった。

（北川会長）

良いご指摘だったと思う。事務局で考えていただく。

以上をもって、令和5年度第5回男女共同参画審議会を終了とする。